

平成 18 年 2 月 7 日

社会保障審議会障害者部会長
京 極 高 宣 殿

全国肢体不自由児施設運営協議会
会 長 君 塚 葵

「障害児施設の契約制度移行による給付費算定基準の考え方」についての要望

平成 18 年 10 月から利用契約制度が導入されることになりました。これにより、現行制度である行政がサービスの対象と提供内容を決定し支弁する仕組み（措置費制度）が、利用者がサービスを選択し、契約により提供されたサービスについて都道府県等が給付を行う仕組み（給付費制度）に変わります。しかし、肢体不自由児施設に於ける療育では、一部の措置入所を除いて、短期間の通過型であり、実態は療育への利用契約であり、児童相談所による措置は形式的なものです。この点を十分に配慮して、肢体不自由児施設の機能が低下することのないような仕組みを検討して頂きたい。

今回、新たな利用契約制度において提案されているうち、下記の要望についてとくにご高配を賜りたい。

1. 入所幼児加算を新設して頂きたい。

子育てや家族関係等の家族支援の重要性を鑑み、特別な配慮として、とくに 6 歳以下の入所児には幼児加算を設けて頂きたい。

2. 障害児の入所の自己負担を軽減していただきたい。

18 歳未満では、特別児童扶養手当が入所に伴い打ち切られます。肢体不自由児施設への入所の自己負担が他の施設や成人に比べて、負担額の伸びがとびぬけて大きくなっています。「障害児施設給付費算定基準の給付対象範囲の見直し」の内容として、食費、光熱水費、日用品費、教育費等を給付対象外とするとの考え方が示されており、これらの費用が全額保護者の負担となると、その負担月額額は、約 4 万・5 万程度になると考えられます。さらに、医療型施設である肢体不自由児施設入所の場合は、新たに医療費の 1 割の定率負担がありますので、現行の措置費制度に比較して、併せた保護者負担増は非常に大きなものになって施設利用ができにくいものとなってしまいます。

保護者の過大な負担増にならないようなご配慮をお願いします。

3. 虐待等の内容・加算について決めて頂きたい。

「18 年 10 月以降も虐待等利用契約になじまない場合については、引き続き措置制度の対象となる」との考え方に基本的には同意しますが、「虐待等」に含まれる事例判断は、現段階では具体的には示されておりません。しかし、児童相談所より肢体不自由児施設に依頼された措置入所は様々で、新しい利用契約になじまない事例は虐待に限りません。今後、児童相談所や障害児施設側との十分な協議

の上で「虐待等」に含まれる具体的事例の検討・決定がなされますようお願いいたします。

とくに、保護者が3ヶ月以上自己負担金を支払わない場合には、虐待として措置に切り替えることとするよう御願いたします。

また、虐待等への対応には大きな負担が長期にわたり、常勤の心理療法担当職員の配置を前提として、虐待児等加算を配慮して頂きたい。

4. 障害児の「入院・外泊に係る給付費算定基準」を撤廃していただきたい。

利用実績払い（日額払い）の導入に伴って、「入所児童の入院・外泊に係る給付費算定基準の追加」が考えられております。親・家族を離れて治療を受ける子ども達にとって、夏季休暇あるいは冬季休暇中の外泊、さらには週末の外泊は療育を進める上で大変重要であります。しかし、この基準導入によっては、大変厳しい経営状況下にある肢体不自由児施設にあっては、経営的な視点から一定程度の外泊の制限に踏み切らざるを得ない状況に追い込まれてしまいます。

5. 成年後見制度利用支援事業の支援対象を見直ししていただきたい。

支援対象の見直しを御願したい。身寄りのないとされている内容を、原則、75歳以上の高齢の親・あるいは認知症や精神障害の親を除く等と変更していただきたい。

6. 基準を超えた医療職の配置加算を設けていただきたい。

基準以上の手厚い人員配置への評価について、医療を必要とすることから配置される医師・看護師等看護職員については、報酬上より高く評価して頂きたい。